

くらしを便利に マイナンバーカードを作ろう

～マイナンバーカード交付臨時窓口開設～ 問合せ 住民ほけん課 戸籍住民担当 ☎991-1866

マイナンバーカードって？

申請により交付される顔写真付きのICチップが入ったカードで、公的な本人確認書類として使用できる他、ICチップに記録されている電子証明によりe-Tax(国税電子申告・納税システム)の電子申請等を行うことができます。

<マイナンバーカード 申請方法>

通知カードから中央の申請書を切り離し、縦4.5cm×横3.5cmの顔写真を貼って同封の封筒で郵送

簡単!!

多くの方が利用しているオンライン申請方法

■スマートフォン

①スマホで顔写真を撮影②スマホで交付申請書のQRコードを読み取る③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

■パソコン

①カメラで顔写真を撮影②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了

申請し、カードが出来上がると、交付通知書(ハガキ)がご自宅に届きます。交付通知書に記載されている必要なものをお持ちのうえ、期限までにご本人が交付窓口におこしください。本人確認の後、暗証番号を設定していただき、カードが交付されます。

ご本人が病気、身体の障がい等のやむを得ない理由により交付窓口におこしいただくことが難しい場合は、ご相談ください。

詳細については、別紙チラシ又は下記ホームページをご参照ください。

マイナンバーカード総合サイト(<http://www.kojinbango-card.go.jp/index.html>)

【マイナンバーカード交付臨時窓口】

場所 役場本庁舎1階相談コーナー
(環境経済課隣)

受付時間 平日(月～金曜日) 9:00～16:30
第2・4日曜日 9:00～12:30
(要予約)

※日曜日のお受け取りは予約制です。

予約受付時間 平日9:00～17:00(電話予約)

受付専用電話 ☎991-1872

7月からスタート マイナポイント

マイナポイントって？

マイナンバーカードの保有者を対象とした制度で、マイナポイントを活用した消費活性化策(キャッシュレス決済に対するポイント還元)が予定されています。

申込みの際には、マイナンバーカード及びマイキーIDの設定が必要です。マイナンバーカード交付臨時窓口では、マイキーIDの設定をお手伝いするコーナーもありますので、ご利用ください。



令和5年1月以降の「成人を祝う会」 対象者は20歳

問合せ 教育文化振興課 社会教育担当 ☎991-1873

民法の改正により、令和4年4月1日から、成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。

松伏町では「成人を祝う会」のあり方について検討の結果、民法改正後の令和5年1月以降もこれまでどおり、20歳になる方を対象として「成人を祝う会」を開催することとしました。

これは、18歳の多くが高校3年生であり、進路選択の大事な時期であることに配慮し、多くの方が落ち着いて式典に臨むことができる環境を維持するために決定したものです。

なお、式典の名称については、今後検討していきます。

4月1日からスマホ決済でも 町税の納付が可能に

問合せ 税務課 徴収担当 ☎991-1835

今までのコンビニエンスストア納付に加え、スマートフォン決済アプリ[LINE Pay][PayB][Pay Pay]が利用できるようになりました。

金融機関やコンビニエンスストアに出向かず
に納付ができます。

【対象税目】 町県民税(普通徴収)・固定資産税・
軽自動車税(種目別)・国民健康保険税

【注意事項】

- ・4月1日以降に発行した納付書が対象です。
- ・コンビニ取扱期限を過ぎた納付書は使用できません。
- ・領収書は発行されません。領収書又は軽自動車税(種別割)納税証明書が必要な場合は、金融機関又はコンビニエンスストアでお支払いください。
- ・決済後の納付書は重複払いを避けるため必ず破棄してください。